

dSPACE Japan株式会社 契約約款

1. 本約款の適用範囲

1.1

本約款は、書面による別途の明示的な合意がある場合を除き、dSPACE Japan株式会社（以下「dSPACE」といいます。）が販売する製品、及びサービスを購入する法人であるお客様（以下「お客様」といいます。）との営業上の取引において、dSPACEが行う全ての製品、サービスの提供、及び提案に対して適用されるものとしします。

1.1.1

お客様が仕入代理店の場合には、お客様の責任において、本約款に規定される製品の使用に関する条件、及びお客様の義務等を再販売先であるエンドユーザーに遵守させるものとしします。

1.2

本約款は、dSPACEが明示的に契約の一部を構成する旨を記載しない場合にも、継続中の商業上の取引関係において締結する契約の一部を構成するものとしします。

1.3

dSPACEの合意がない限り、本約款の条件に対する変更又は追加（お客様の購入条件を含みますがこれに限りません。）は、お客様がdSPACEへの発注に関連してそれらに言及した場合にも、契約の一部を構成しないものとしします。

2. 見積もり及び契約の成立

dSPACEのカタログ、パンフレット及びインターネットサイトにおける申込みは、注文としての拘束力がある旨の明示的な記載及びdSPACEによる確認がない限り、申込みの勧誘としてのみ解釈されるものとしします。お客様は、dSPACEが発行する見積もりに対して注文することにより、拘束力を有する申込みを行ったものとみなされ、dSPACEがかかる申込みを承諾した場合に売買契約が成立するものとしします。

3. 所有権の留保

3.1

dSPACEは、お客様による合意された価格の支払い、及び現在の取引関係から生じるその他の債務の履行が完了するまで、提供されるハードウェア製品及びソフトウェア媒体（ソフトウェアの有形物への複製及び関連文書）（以下「留保製品」といいます。）の所有権を留保するものとしします。

3.2

お客様は、dSPACEに対する支払義務がある限り、お客様の業務上の所在地の変

更をdSPACEに直ちに通知する義務を有します。

3.3

お客様は、dSPACEに対する債務の履行が完了する前であっても、営業取引の適切な目的の範囲内で留保製品を使用することができます。

3.4

書面による別途の明示的な合意がある場合を除き、お客様は、dSPACEが所有権を留保する留保製品を転売する権利を有しないものとします。

3.5

お客様において次の事由が一つでも生じたときは、dSPACEから通知催告等がなくても、お客様は、本約款上の全ての債務について当然に期限の利益を失い、直ちにdSPACEに対する債務を返済するものとします。

- a) 債務の弁済を1回でも遅滞したとき。
- b) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続きの開始の申立（日本国外における同様の申立てを含みます。）があったとき。
- c) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- d) 解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- e) 差押え、仮差押え、仮処分等の強制執行、又は任意競売の申立て、若しくは公租公課の滞納処分のあったとき。
- f) 第9.1条各号のいずれかの事由が生じたとき。
- g) その他信用を損なう事由が生じたとき。

3.6

ソフトウェア及びハードウェア製品のすべての知的財産権は、dSPACE GmbH又はdSPACE（以下総称して「ライセンサー」といいます。）又はライセンサーに許諾ソフトウェアを再許諾する権利又は複製物を提供する権利を付与した第三者に帰属するものとします。ただし、特定の製品に関しては、ライセンサー及びお客様間で別途ライセンス契約が締結されなければなりません。

4. 支払

4.1

dSPACEが書面により合意した場合を除き、お客様による支払は、関連する請求書に対して、何らの控除なしに、請求日の翌月末日までに行われるものとします。

4.2

お客様が以前にdSPACEから提供された製品又はサービスに関して債務不履行の状態にある場合、お客様に対する更なる製品又はサービスの提供は、当該不履行債務の弁済及びお客様による前払いがあった場合にのみなされるものとします。

4.3

お客様が債務を履行しない場合、dSPACEは、お客様に対し、年14.6%の利率で遅延損害金を請求することができるものとします。また、dSPACEは、遅延損害金に加えて、債権回収にかかる費用を追加の損害としてお客様に請求できるものとします。

4.4

お客様は、dSPACEに対する反対請求権が裁判において確定した時、又はdSPACEが書面によって明示的に合意した場合で、かつ民法所定の相殺に関する規定を満たす場合に限り、お客様がdSPACEに対して負っている債務と相殺することができるものとします。

5. 引渡し

5.1

dSPACEは、引渡しの期日について別途お客様と明示的に合意した場合は、合意した期日までに、お客様より受注した製品の引渡し及び役務の提供をするものとします。

5.2

dSPACEによるお客様への引渡し及び役務提供の期間並びに期日は、既に遅滞にある場合においても、かかる遅滞が契約の締結後に生じたdSPACEの責に帰することのできない不可抗力又はあらゆる不測の障害（運営上の混乱、ストライキ、ロックアウト、輸送路の混乱を含みますがこれらに限定されません。）による場合には、かかる障害が引渡し又は役務の提供に著しく影響を及ぼすと証明された限りにおいて、延長されるものとします。

5.3

引渡しは、dSPACEのサプライヤーからdSPACEに対し、正しくかつ期限どおりに引渡しが行なわれたことを前提に行われるものとします。

5.4

お客様にとって客観的かつ明白に経済的価値がないと認められる場合を除き、dSPACEは、合理的な範囲において、部分的な引渡しをできるものとします。

5.5

別途書面による明示的な合意がある場合を除き、供給されたdSPACE製品に対する損害又は滅失の危険は、製品がdSPACEの発送物保管場所から出荷された時点でお客様に移転するものとします。

5.6

dSPACEの責に帰すことのできない原因（ストライキ及びロックアウトを含みます。）によって引渡し期日に影響が生じた場合（以下「混乱」といいます。）、引渡し期日は、当該混乱が解消されるまで到来しないものとします。dSPACEは、dSPACEの管理範囲内で生じうる混乱の原因及び納期の延長を、直ちにお客様に

通知するものとします。お客様の責めに帰すべき事由により納期が延長されたことにより、保管料等の追加の費用が生じた場合、dSPACEは、当該追加費用をお客様に請求できるものとします。

6. 保証

6.1 一般条件

dSPACEは、ハードウェア製品（お客様による特別仕様の開発製品を除きます。）には瑕疵がないことを24ヶ月間保証するものとします。エンジニアリングサービス、ソフトウェア製品並びにお客様による特別仕様のハードウェア及びソフトウェアの保証期間は、12ヶ月間とするものとします。また、お客様は、ハードウェア製品についての24ヶ月の保証期間中、dSPACEが責任を負う瑕疵又はdSPACEの重過失によって生じた人体への障害又は健康被害を根拠として損害賠償請求をすることができるものとします。ただし、製品の使用実態と契約上の特性又は可用性との差異が僅少である場合は、お客様は瑕疵を理由とした損害賠償を請求できないものとします。また、第7条の定めは損害賠償や費用払い戻しの請求について適用されるものとします。

6.2

製品の保証期間は、dSPACEが製品をお客様へ出荷した時点をもって開始するものとします。エンジニアリングサービスの保証期間は、エンジニアリングサービスのお客様による検収完了時点から開始するものとします。

6.3

お客様は、受領した製品の数量、状態及びその他瑕疵の有無を直ちに検査するものとします。お客様は、この検査により明らかな瑕疵（数量の不足又は誤配送を含みますがこれらに限りません。）を発見した場合は、14日以内にdSPACEに書面により通知するものとし、当該通知が無い限り、お客様が当該瑕疵を原因として保証を受ける権利は、dSPACEからの別段の通知を要することなく、消滅するものとします。瑕疵の通知が期限内に発送された場合は、期限内に通知が行われたものとみなされますが、その立証責任はお客様にあるものとします。

6.4 ハードウェア製品

dSPACEは、危険負担の移転時において、供給されたハードウェアに重大な瑕疵がなく、契約成立時点で有効であった製品仕様書に指定された使用目的において、そこに記載されている特性及び機能を有していることを保証するものとします。その他の、又はそれ以上の特性、及び/若しくは機能又は指定された以外の使用目的は、dSPACEが書面にて明示的に承認した場合のみ合意したものとみなされます。

第6.1条に記載の保証期間内に瑕疵が証明されたハードウェア製品については、dSPACEは、瑕疵の性質及びお客様の報告の内容を考慮し、dSPACEの裁量により、修理又は交換を行うものとします。当該修理又は交換によって最終的に瑕

疵を除去できなかつた場合、お客様は、お客様の裁量により、dSPACEに対し、当該製品にかかる代金の減額請求権又は売買契約の解除権を取得するものとします。

6.4.1

お客様が保証を要求する権利は、製品が誤った用法で扱われ、若しくは本来の目的と異なる目的のために使用された場合、又は製品若しくは部品のいずれかの変更若しくは修理につきdSPACEに明示的に許可を得ていない人物がこれを試みた場合は、当該行為が瑕疵と関係がない旨をお客様が証明しない限り、消滅するものとします。

dSPACEは、修理を行う場所について自己の裁量で決定するものとします。お客様がdSPACEの指定した場所に製品を返品した場合、お客様に、不合格品を返品する費用として合理的な金額を払い戻すものとします。ただし、製品の返品についてdSPACEの合意がない場合はこの限りではありません。保証期間の満了した後は、dSPACEは、お客様に対し、全ての製品の修理費用及び送料の両方について請求できるものとします。このことは、保証期間内において、お客様が瑕疵の通知が不当であることを認識している場合、又は瑕疵の原因がdSPACEの責任外にあることを相当の注意をもって確認すれば認識したであろう場合においても同様とします。

6.5 ソフトウェア製品

dSPACEは、ライセンスされたソフトウェア製品が、ライセンスが付与された時期において有効であったソフトウェア製品の仕様書又はソフトウェアの説明書に含まれている機能及び特性を有していることを保証するものとします。

ソフトウェア製品が、第6.1条記載の保証期間内において製品の仕様書又はソフトウェアの説明書に含まれる特定の機能及び特性を有していないとき、又はソフトウェア媒体に瑕疵があることが判明した場合は、dSPACEはその裁量で以下のいずれかを行うものとします。

- a) 契約上の義務を履行するため、修理を施すか、又はソフトウェア製品の新しいバージョンを提供することにより瑕疵を除去します。
- b) ソフトウェア製品の返還を受けた上で、既に支払われたライセンス料を返還します。

6.5.1

ソフトウェア製品がお客様による特別仕様の開発製品ではない限り、使用許諾条件については、最新のdSPACE End User License Agreementが適用されるものとします（当社のウェブサイト<https://www.dspace.com/en/pub/home/support/eula.cfm>で閲覧可能。）。また、ソフトウェア製品についても必要に応じて第6.4.1条が適用されるものとします。

6.6 ソフトウェア更新

dSPACEは、お客様に対し、有償にて使用許諾したソフトウェア製品について、

請求日から6ヶ月の期間内に当該ソフトウェア製品の最新版が正式にリリースされた場合は当該期間内において、無償でアップデート版を受け取る権利を付与するものとします。無償のアップデート提供は、dSPACEのソフトウェア製品を最初に購入した時に限り適用され、ソフトウェアアップデートの購入時には適用されないものとします。アップデート版はdSPACEが決定するところにより、インターネット上でお客様によるダウンロードを可能にするか、自動的にお客様に送付されるものとします。それぞれの場合に使用される配布経路は当該アップデート版の容量次第であり、dSPACEが個別にこれを決定するものとします。

6.7 エンジニアリングサービス

dSPACEは、第6.1条に記載のエンジニアリングサービスの保証期間内に発生する瑕疵でプログラミングのエラーによることが明らかなものについて無償で修正することを約束するものとします。ただし、システム変更又はリリースの変更による問題は除外されるものとします。また、エンジニアリングサービスについても必要に応じて第6.4.1条が適用されるものとします。

7. 責任

dSPACEのハードウェア及びソフトウェア製品は、お客様による研究開発専用に設計されています。それらは、利用者ガイドに記載される安全対策に厳格に従い、適切に訓練を受け熟達した者のみにより操作されなければならないものとします。

「研究開発」とは、製品、サービス、プロセスを創出、改善又は強化すること、知識又は技術を取得又は向上させること、又は試作品を開発することを目的とするお客様の社内活動を意味するものとします。当該活動の結果は、将来の製品開発の基礎を提供するものとなります。製品を使用して得た結果を製造又は社外アプリケーションにおいて直接使用する場合（「直接使用」とは、お客様による事前の完全かつ徹底的なテスト及び検証なしに、ツール又は構成要素として、全体又は部分的に、使用することを意味します。）は、研究開発に該当しないものとします。

お客様は、上記の研究開発の目的で製品を使用し、かつ、以下の第7.1条乃至第7.5条に該当するものを除いては、法的根拠いかににかかわらず、dSPACE（法的代表者及び代理人を含む。）に対して損害賠償を請求することはできないものとします。

7.1

dSPACEは、その故意による行為において、又は強行法上責任を負う場合（製造物責任法を含みますがこれに限りません。）において、その責に帰すべき事由により生じた身体への損傷・健康の損害又は人命の損失、dSPACEが保証する特性が製品に備わっていないことにより生じた損害について、その責任を負うものとします。

7.2

dSPACEは、その重過失について、又は契約上の本質的な義務に軽微な過失で違反した場合について、責任を負うものとします。契約上の義務は、その履行が契約の適切な履行の前提となり、契約上の相手方にとってその履行が当然のこととして期待できる内容である場合、本質的であるとみなされるものとします。

7.3

dSPACEの軽微な過失により財産上の損害又は金銭上の損害が生じた場合において、dSPACEが負う賠償責任は、契約において典型的であって、契約締結の時点で合理的に予見することが可能であった損害に限定されるものとします。

7.4

dSPACEの責に帰すべき事由によりお客様がデータを損失した場合、dSPACEは、第7.1条乃至第7.3条に記載の条件に基づいて責任を負うものとします。ただし、その責任範囲は、お客様が定期的かつ適切にデータのバックアップを行っていた場合に生じる典型的なデータ復元費用を上限とします。

7.5

第7.1条乃至第7.4条いずれの場合においても、dSPACEが負う賠償責任は、お客様がdSPACEに対し、損害発生の直接の原因となった個別契約に関して支払い済みの代金相当額をもって上限とします。ただし、故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

7.6

dSPACEの責任は、本約款に明示で記載されている事項が全てであり、その他の責任は、その法的性質に関わらず負わないものとします。これは、逸失損失や企図された節減効果の不達成を含む、瑕疵により間接的に生じた派生的損害について特に妥当します。

8. お客様による特別仕様の開発製品の権利

お客様は、お客様による特別仕様によりdSPACE（又は場合によっては、dSPACE GmbH）が開発したハードウェア及びソフトウェア製品を、自己の研究開発での使用のみを目的として受領するものとします。また、dSPACE（又は場合によっては、dSPACE GmbH）によって開発された製品及びその派生物（ハードウェア・コンポーネント又はプログラム・パーツを含みますがこれらに限りません。）にかかる一切の知的財産権及び販売権は、dSPACE（又は場合によっては、dSPACE GmbH）に留保されるものとし、お客様は、別途書面による合意がない限り、お客様が製品及び派生物を利用するために厳密に必要な範囲内でのみ、当該知的財産権の利用を許諾されるものとします。

9. 反社会的勢力の排除

9.1

お客様又はdSPACEが次の事由に一つでも該当するときは、相手方は、通知催告等何らの手続を要せず、直ちにお客様とdSPACEとの間の契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- a) 自ら又は自らの役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するとき。
- b) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有するとき。
- c) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有するとき。
- d) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力の威力を利用していると認められる関係を有するとき。
- e) 反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有するとき。
- f) 自ら又は第三者を利用して、相手方に暴力的な要求行為を行ったとき。
- g) 自ら又は第三者を利用して、相手方に法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。
- h) 自ら又は第三者を利用して、相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行ったとき。
- i) 自ら又は第三者を利用して、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行ったとき。

9.2

お客様又はdSPACEは、第9.1条の規定によるお客様とdSPACEとの間の契約の全部又は一部の解除により、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

10. 最終条項

10.1

本約款の変更又は追加は、書面によりなされ、dSPACEの法的に授権された代表者によって明示的に記録されなければなりません。

10.2

上記のいずれかの条項が無効な場合又は無効になる場合、その他の条項は引き続き完全に効力を有するものとします。

10.3

本約款に規定されない事項は、日本の適用法令に従って判断されるものとします。

10.4

引渡し又はサービスに適用される輸出入の規則（米国輸出管理法を含むがこれに限らない。）を順守する責任は、お客様のみが負うものとします。

10.5

本約款に起因し、又はそれらに関連して生じた一切の紛争については、異なる場所の管轄裁判所が法的に強制される場合でない限り、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

10.6

本約款の正文は和文とします。和文とその英訳との間に齟齬がある場合は、和文が優先します。